慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	中国における反革命粛清運動と「一九五七年体制」の起源(上)
Sub Title	Mao's purges of counterrevolutionaries and origins of "1957 System" in China (1)
Author	高橋, 伸夫(Takahashi, Nobuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2017
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.90, No.8 (2017. 8) ,p.1- 32
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20170828-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中国における反革命粛清運動と「一九五七年体制」の起源（上）

高橋伸夫

はじめに
1．運動の概要と起源
2．運動の設計と基本的な思想
（以上、本号）
3．過程
結論――反革命粛清運動と「一九五七年体制」の形成――
（以上、九十巻九号）

はじめに

この小論の目的は、これまで十分には知られていなかった一九五〇年代後半の中国における「隠れた反革命分子」（中国語では「暗蔵的反革命分子」）粛清運動の実態を、近年利用可能となった新たな資料に基づいて明らかに

しながら、「一九五七年体制」の起源について、全面的ではないにしても、若干の新しい理解を提示することである。[1] 現代中国の歴史において、一般に百花斉放・百家争鳴（双百）から反右派闘争への転換、あるいは整風運動から反右派闘争への転換として知られる一九五六年から五七年における政治的展開が、一種の分水嶺を形作っていることについて、多くの異論はないであろう。この転換の結果出来上がった政治的・社会的・心理的な特徴の組み合わせを、中国の文学者である銭理群は「五七体制」と呼んだ。[2] 筆者もこの言葉を借りて、一九五〇年代半ばに中国で生まれた体制を「一九五七年体制」と呼んでおこうと思う。この体制は、筆者の理解によれば、次のいくつかの特徴をあわせもっていた。

第一に、それは継続革命論を支配的なイデオロギーとしていた。すなわち、よく知られているように、社会主義から共産主義へ至る全過程において、階級闘争は継続するという考え方である。この考え方に従えば、社会主義に移行したとしても、銭理群がいうように、人が集まるところ必ず左派、中間派、右派がおり、階級闘争が続くであろう。[3] この闘争の主要な場が思想であるとされた以上、この体制は人々の思想的・政治的態度を問い続け、それに基づき人々を政治的に区分したうえで、その区分に応じた扱い方をしたのである。

第二に、党による一元的で超越的な支配が行われた。この体制の下では、一九五六年に毛沢東が提起した民族ブルジョアジーや知識人のグループとの長期共存・相互監督など問題にならなかった。共産党はライバルもいなければ、対等の立場に立ったパートナーもいない圧倒的な権力を握ったのである。そして、超越的な存在となった党権力は、社会の全面的統制に乗り出し、社会から自発的組織がほぼ消滅してしまった。

第三に、社会的・心理的な次元において、この体制は内部と外部につねに強力な敵――それらはつねに結託していると認識されていた――を想定し続け、人々を絶えざる緊張状態のもとに置いた。この緊張状態のなかで、人々は継続的に政治活動と生産活動とに駆り立てられたと同時に、権力に対する反抗が未然に防がれたのである。

以上のような特徴をもった「一九五七年体制」は、強力な持続力を備えていた。それは一九七六年における毛沢東の死によっても全面的には崩壊せず、依然として今日の中国の体制の重要な部分を形作っているのである。筆者のみるところ、このような体制は、一九四九年における中国革命勝利の必然的帰結であったとは必ずしもいえない。というのも、以上の特徴とはかなり異なる性格をもった体制の構築が、たしかに模索されていたからである。例えば、一九五六年に毛沢東は民主諸党派との長期共存・相互監督を唱えただけでなく、党内に二つの派閥を設けることを提案した[4]。加えて、彼は共産党以外の政党の容認を示唆し、ある種の政治的複数主義に傾きかけた。同年四月二五日の中央政治局拡大会議で行われた彼の有名な演説「十大関係論」の次の一節を思い起こそう。「結局、ひとつの党があるのがよいか、いくつかの党があるのがよいか。今からみれば、やはりいくつかの党があったほうがよい。たんに以前そうであっただけでなく、これからもそうであったほうがよい。ずっと将来、すべての党派が自然消滅するときまでもそうであったほうがよい。共産党と民主諸党派は長期共存、相互監督するのが有益である」[5]。さらにいえば、彼は死刑の廃止にまで言及していたのである（後述）。したがって、「一九五七年体制」は、これらの可能性の断念のうえに出来上がった体制であったといいうる。

このような体制がいかに構築されたかを、従来よく知られていなかった反革命粛清運動（以下、煩雑さを避けるために、粛反と記す）の展開を考慮に入れて再考するのが、この小論の趣旨である。あらかじめ筆者の結論を簡単に述べておけば、こうである。「一九五七年体制」は一九五五年夏に始まる反革命粛清運動を通じて形成された。この運動は、合法性に代えてテロルを政治運営の基礎に定め、その基礎のうえに政治権力への反抗を未然に食い止めると同時に、人々を社会主義建設へ全面的に動員することを目的としていた。大規模な粛清は一九五六年春以降の毛沢東によるスターリン型とは異なる独自の社会主義を構築するための実験によって規模が縮小されるが、あたかも執拗低音のように持続した。そして、一九五七年春に主席の実験が失敗に終わると、反革命粛

清運動は反右派闘争と一体となって展開され、体制の全体主義化が一挙に進んだのであった。

1．運動の概要と起源

一九五五年夏から一九五九年秋にかけて、中国全土で「隠れた反革命分子」を摘発する大規模な政治運動が展開された。奇妙なことに、この運動について、ほとんどの歴史書は記述なしで済ませるか、それともたんに「胡風反革命集団」摘発の余波として扱うかのいずれかであった。[6] 中国共産党による公式の歴史である中共中央党史研究室編『中国共産党歴史』第二巻（一九四九－一九七八）上冊には、この運動の背景と結果について、いくらか記載がある。それによれば、この運動は、

（1）一九五三年末から、二、三年を費やして行う予定であった幹部審査に起源があり、この運動の延長線上で開始された。

（2）一九五四年から五五年にかけて、高崗・饒漱石事件、楊帆事件、潘漢年事件、胡風事件が連続して生じたことが、当時の党指導部に、社会主義の発展に伴い階級闘争は必然的に先鋭化し、複雑化するとの確信を与えた。

（3）この運動は「慎重に、基本的に健全」な形で行われ、人民内部の団結を高めると同時に、反革命分子が破壊活動を行う間隙をふさいだ。

（4）一九五七年末に基本的に収束した。

（5）運動は、一九五七年七月一八日『人民日報』社説が述べる通り、反革命分子八一、〇〇〇人を洗い出し、そのうち現行の反革命分子は三、八〇〇人余りであった。[7]

だが、このような記述は、とうてい歴史の探究者を満足させるものではない。いまやわれわれは、この運動の実態を物語るある程度まとまった資料群を参照することができる。一九六〇年夏に運動を総括したある文書によれば、一九五九年まで継続したこの運動には、終了するまでに全国で五、一〇三万人が参加した。この運動は六二九、六二一人の反革命分子およびその他の悪質分子を洗い出し、そのうち五三三、五七二名がすでに何らかの形で処分を受けたのであった。さらにこの運動は六二五万人余りの政治的経歴の問題を明るみに出したという。[8] 別の文書によれば、粛反は一九五五年夏に開始されてから翌年一二月初旬までに、その衝撃により四、二七一名もの自殺者を生んだのであった。[9] そうであるなら、この運動をたんなる歴史の脚注にとどめておくべきではない。それは百花斉放・百家争鳴、整風運動、反右派闘争、大躍進運動に先行し、そしてそれらと並行的に展開され、それらの陰に隠れて見えにくくなってはいるが、それ自体として巨大な運動であったといいうる。

この運動が全国に号令されたのは、一九五五年七月一日の党中央の指示によってであった。[10] 中央公安部長の羅瑞卿が後に述べるところ、「一九五五年四月、毛主席の三月党全国代表会議における、計画的に、分析的に、実事求是で再び反革命残余勢力に打撃を与えよとの指示に基づき、各地で反革命を鎮圧する闘争を深めるさまざまな準備工作が積極的に展開された。六月になって、この闘争は急速に巨大な規模の大衆運動に発展した」のであった。[11] したがって、粛反は一九五五年春、毛沢東によって提起され、約三ヵ月の準備期間を経た後に全国的な運動として開始されたと理解してよいであろう。たしかに党中央が一九五五年二月、前年末に中央公安部によって作成された「一九五五年公安計画」に対して付したコメントには、「全国的範囲内での広大な大衆的性格をもつ反革命鎮圧運動は、すでに終了した。公安工作はすでに経常的な工作に移った」[12] と記されており、大規模な粛清運動があらためて必要であるとの切迫感は微塵もなかった。だが、三ヵ月後に党中央が全党に対して発した指示はまったく調子が異なっていた。それは、反革命分子の活動に気がつかない党内の一部の同志の間に「極端に

危険な太平マヒ思想」が蔓延していること、また「一九五四年には全国で反革命分子を一万人前後しか殺さなかった。これは反革命分子に対する打撃が非常に足りなかったことを物語っている」ことを指摘し、明らかに反革命分子の大量粛清を予告するものであった。[13]

なぜこの時期に粛反が開始されたのであろうか。それは、一九五五年夏に控えていた本格的な農業集団化への抵抗を未然に防いでおくことが主要な目的であったからであろう。よく知られているように、毛沢東は同年七月三一日、省、市、自治区党委書記会議において、急速な集団化に気の進まない中央農村工作部長の鄧子恢を厳しく批判しながら農業集団化を急がせた。[14]このとき、毛沢東の念頭にあったのは、おそらくスターリンから学んだ――あるいは、毛が独自に到達した認識であったところの――「社会主義段階での階級闘争の先鋭化に伴い、反革命活動が必然的にさらに激烈となるという客観法則」[15]であったろう。あるいは、十分にありそうなことであるが、中国の指導者たちはロシア人から、社会主義改造の過程において社会を最も不穏な状態にさせるのは、農業集団化であると告げられていたかもしれない。[16]もしこの推論が正しいとすれば、一九五五年春に発覚する一連の「反革命事件」は、あらためて解釈しなおす余地がある。すなわち、これら「反革命事件」の首謀者たちは、これから大々的に展開されようとしていた粛反を効果的に行うための生贄にされた可能性があるということである。

反革命粛清運動の狼煙を上げた一九五五年七月一日の党中央の指示は、反革命分子がわれわれの「肝臓里」に入り込んでいる例として、一九五四年から五五年にかけて相次いで起きた事件をあげている。すなわち、「高崗・饒漱石反党集団は党と国家の最高権力を簒奪することを目論んだ。潘漢年・楊帆反革命集団は主として公安機関という重要な部門でわれわれと闘争を行った。そして胡風反革命集団は思想文芸戦線から党の指導を覆そうとした」。[17]よく知られているこれら三つの「反党集団」あるいは「反革命集団」が引き起こしたとされる事件だけではなかった。一九五五年三月に、党中央は中央林業部の幹部にして労働模範、さらには朝鮮戦争の英雄で

あった李万銘なる人物の経歴がまったくのでたらめであったことが発覚した事件について、次のように注意を促していた。「李万銘の案件は、ごろつき、ペテン師がわれわれの党内および高級国家機関に潜り込み、長期にわたって詐欺行為を働いた非常に深刻な事件である。これと似た案件は今年に入ってすでに数回起きており、いまだに発覚していないものもきっとまだあるであろう」[18]。これらの事件は、毛沢東およびその他の指導者たちによって、党の指導に対する真に深刻な脅威として認識されただろうか。その可能性はたしかにある。上述の「客観法則」が彼らの思考の参照枠として現実に機能していたならば、これらの事件はまさに「反革命事件」として映ったであろう。一九五五年五月一三日付『人民日報』に胡風事件に関する長文の資料が掲載された当日、党中央副秘書長の楊尚昆が日記に「胡風集団が長期にわたって党を憎んできた反革命集団であることは疑いもない！」[19]と書き記していることは、中国革命においても起こりうるテルミドールに対する真剣な警戒が指導者たちによって共有されていた可能性を物語るものである。

だが、そうであるとしても、筆者には、一九五五年春に暴露された一連の「反革命事件」は、むしろ来るべき粛清計画のために意図的に誇張され、脚色され、ある場合には「作成された」ように思われる。というのも、高崗と饒漱石を結託した反党集団とみなすことはどうみても無理を含んでいたし、また毛沢東が自ら編集を命じた『胡風反革命集団的材料』が、単行本として七六二万九千部印刷されたことも異様であったからである[20]。そして何よりも、後述するように、一九五五年春には、反革命分子の逮捕計画がすでに出来上がっていたからである。少なくとも明らかなことは、粛反を準備するために、これらの事件が大々的に利用されたということである。

利用されたのは、国内の「反革命事件」だけではなかった。中国国内の反革命勢力は、必ずや国外の邪悪な勢力と結びついているという認識（あるいは信念）からして、中国社会が、必ずや活発化するに違いない反革命勢力の活動に対する警戒を国外の帝国主義勢力および国民政府に対する警戒と結びつけるよう促されたのは当然で

あった。折しも、一九五五年四月一一日、香港を出発しインドネシアに向かったインド航空のカシミール・プリンセス号が上空で爆破された。この航空機には、バンドン会議に出席予定の中国代表団が乗っていた（周恩来はこの飛行機には乗り合わせていなかった）。事件発生後、中国政府はただちに、何の根拠も示すことなく、事件はアメリカおよび国民政府の手先の仕業であると決めつけ、国民政府を厳しく非難したのであった。[21]

一九五五年夏における粛反の開始は、中華人民共和国史に関するより大きな歴史的展望のなかへ置くことが有益である。というのも、周知の事実であるが、新中国における反革命勢力の除去はもっと早い時点から始まっていたからである。レーニンが十月革命の直後、「ロシアの土地からあらゆる種類の害虫を駆除」するという目標を掲げ、反革命分子の過酷な弾圧に乗り出したように、[22]中国共産党は中華人民共和国建国直後の一九五〇年一〇月に反革命鎮圧運動（以下、便宜上、鎮反と略記する）を開始した。鎮反と粛反はどのようにつながっていたのだろうか。それとも、これらは別々の運動と理解すべきなのだろうか。

鎮反がいつ収束したかについて、従来の歴史書の記述は、中国共産党の公式の党史を含めて曖昧であった。[23]近年利用可能となった資料を検討すると、鎮反は第一次五ヵ年計画の開始に合わせて一九五三年春までには終了させる予定であったが、そのまま継続され、結局は一九五五年夏の粛反に引き継がれたことが理解できるのである。湖北省公安庁が編集した『九年来省委有関鎮反闘争的指示及歴次省公安会議文件彙編』（一九五八年一〇月）は、湖北省における一九五〇年から一九五八年に至る反革命分子摘発の様子を、時間の経過に従って辿ることを可能にするきわめて興味深い資料集であるが、これによれば、湖北省公安庁は一九五二年八月には、それまでの鎮反の成果にひとまず満足し、運動を一九五三年から開始される予定の大規模な経済建設運動までに収束させるべきだと認識していたのであった。[24]実際、湖北省の公安機関は、一九五三年四月に開始される「反動会道門」の大規模な取り締まりを「鎮反を終わらせる最後の一戦」と定め、[25]そして目標通りの成果をあげた。[26]その後、湖北省公

安庁は、すでに終了した鎮反工作の成果の点検に取りかかったのであった。

ところが、一九五四年二月、風向きは突如変化した。同省公安機関の文書は「刑事犯罪」――窃盗、詐欺、強盗、殺人、放火など――が増えていることに注意を促した後[27]、反革命分子の破壊活動の活発化に対し「緊急指示」を発して警戒と対処を呼びかけた[28]。中国共産党湖北省委員会は、いったんは空前の好転をみせたと思われた治安の悪化が、社会主義改造に伴う急速な経済的・社会的変化に由来すると認識していた[29]。そのため、湖北省委は反革命分子との次なる大掛かりな闘争を予見し、それに対して心理的に備えていたのであった。かくして、毛沢東が、一九五五年六月初旬の「胡風反革命集団」逮捕直後に、社会の隅々に潜んでいる反革命分子を摘発する運動を展開するよう命じたとき、湖北省の公安機関は、おそらくそれをまったく新たな闘争の開始というより、鎮反の継続だと理解したであろう。実際、湖北省の公安機関は、党中央が一九五五年七月一日に前述の粛反開始の狼煙をあげた後も「鎮反」という表現をしばらく使い続けたのであった[30]。湖北省の事例が特殊なものでなかったとすれば、鎮反と粛反は、時期的にも、またそれに携わった人々の心理においても、はっきりした切れ目をもたず、つながっていたのである[31]。同省の事例が示唆することは、反革命鎮圧が収束しかけたその瞬間に、毛沢東が新たな反革命粛清を命じたということである。

結局のところ、毛沢東と共産党は一九五〇年代のほぼ全期間にわたって「害虫の駆除」に躍起になっていたのであった。ここでわれわれは先に提起した問題に立ち返ろう。反革命勢力の徹底的な除去が、勝利した革命家たちのいわば本能に属するとしても、中国の指導者たちは、反革命分子の活動を、彼らが打ち立てたばかりの新国家を覆す可能性のある脅威として真に恐れたのであろうか。すなわち、一九五〇年代前半においては旧体制が残していった反革命分子を、そして一九五〇年代後半においては社会主義改造の過程で新たに生まれつつある反革命分子を、ほんとうの脅威として認識していたのであろうか。

この点を疑うべき理由はある。羅瑞卿は、早くも一九五〇年一月に「人民公安機関の一年にわたる努力によって、こうした盗賊匪賊は基本的に粛清された」と述べていた[32]。また、彼を批判する目的で文化大革命中に編集されたある資料集は、中央公安部長が一九五二年秋から五三年夏にかけて、反革命の鎮圧工作についてその成果に満足し、楽観的な展望を語っていたことを明らかにしている[33]。さらに羅瑞卿は一九五五年末から五六年末にかけても、社会主義改造の本格化に伴い、反革命分子たちはすでに観念して、新しい体制に適応することを模索し始めたと繰り返した。一例をあげれば、彼の一九五六年三月二九日の第三回検察工作会議での発言はこうである。「現在、反革命分子と各種の犯罪分子との闘争には新たな状況、新たな変化が現れている。この種の状況と変化は、一九五五年末からすでに現れ始め、一九五六年〔一月二三日〕の『農業発展綱要〔草案〕』公布以降いっそうはっきりとし、いっそう確かなものとなった。この種の分化の速度と深度は、いずれもわれわれのもともとの予測を超えていた」[34]。このような中央公安部長の言明からみて、かくも長い期間にわたり大がかりな大衆運動を展開し、反革命分子を摘発する客観的な必要など実際にはなかった可能性がある。すなわち、一九五五年春の時点における中国内外の状況の急迫性が、中国共産党に革命の成果を守るために、不本意ながら粛反の開始を余儀なくさせたのだとは必ずしもいえない。もしそうだとすれば、その運動は政治的に必要とされたのだという推定が成り立つであろう。それは、民衆の警戒心を高め、彼らを緊張状態に置き、さまざまな動員につねに応じられる状態にしておくとともに、起こりうる反抗を未然に封じ込めておく体制――まさにこれらは冒頭で述べた「一九五七年体制」の特徴である――を構築するために「反革命分子」が必要であったという推定である。この推定が正しければ、中国の指導者たちは反革命分子を恐れるとともに、それを必要としてもいた――現実にそれが存在しようとしまいと――のである。

たしかに、第一次五ヵ年計画が軌道に乗り、そして農業集団化を本格的に始めようとする矢先に、多くの大衆と幹部を巻き込んだ大がかりな「害虫」駆除に乗り出したのは、いささか奇妙に思われる。一般に、経済建設と大がかりな政治運動を両立させるのは困難だからである。そして実際に、粛反の過程でそのような声が各地からあがった[35]。だが、毛沢東には何のためらいもなかった。大衆を動員したうえでこの種の運動を行えば、生産が妨げられることは彼も理解していたであろう。また、反革命と思われる人物に対する攻撃が刑罰に問われないという観念が大衆の間に広まれば、暴力が広範に誘発されかねないことも、彼は過去の経験から十分承知していたであろう。だが、たとえそうであっても、主席は失うものより得るもののほうがはるかに大きいと考えていたのかもしれない。一九五五年一〇月二五日の党中央の指示には、この運動は党員と大衆の政治的自覚を大いに高め、中間的および遅れた大衆を動員し、党と大衆の関係をさらに緊密化するであろう、と記されている[36]。もし毛沢東が本気でそのように信じていたとすれば、彼はある意味で、社会主義建設を実態の不確かな――場合によっては、存在さえしない――反革命に依存させてしまったのであった。われわれはここで、ハンナ・アーレントによって指摘された全体主義におけるテロルの性格を想起させられる。彼女によれば、「……完全なテロルの支配は、その対象となるべき（そしてまた独裁政治の最初の段階においては現実に対象とされた）反対派のすべてが消滅した後に開始されるのである」[37]。暴力を通じた反対派の物理的な除去が事実上終了したまさにその時点から、恐怖が体制の基礎に据えられたという点において、一九五五年夏に中国の政治体制は新たな質を獲得し始めたといいうるのである。

2. 運動の設計と基本的な思想

反革命分子の大掛かりな粛清の開始にあたって、運動の最高指導機関として党中央に十人小組（当初のメンバーは陸定一、瀾涛、肖華、周楊、銭瑛、高克林、梁国斌、楊奇清、李楚離、羅瑞卿であった。このうち、一九五六年七月に最初の四人が王縦吾、于江振、李之璉、裴孟飛に交替する）が設置された[38]。これは革命期フランスにおける九名で始まった公安委員会、そしてロシア十月革命直後に誕生した反革命、サボタージュおよび投機取締全ロシア非常委員会（チェーカー）の組織を思い起こさせる。同小組は、一九五五年五月、胡風事件を扱うために党中央に設置された五人小組が二ヵ月後に拡大されたものであった[39]。また各省、市党委員会のもとに五人小組が置かれ、各地方の粛反運動を指導した。五人小組は、その顔ぶれからみて、各省の副省長を含む組織工作部門、宣伝工作部門、および公安部門の代表者から構成されていた[40]。

一九五六年二月より、中央十人小組は一ヵ月半ごとに、そして各地の五人小組は毎月一度会議を開き、粛反の進捗状況について検討する手はずであった。さらに、中央十人小組の中心人物であった中央公安部長の羅瑞卿は、半月に一度、各省市委書記に電話をかけ、現地での粛反について報告を受けるとともに地方指導者たちの尻を叩くことになっていた[41]。

中央十人小組の指導のもとで粛反を実際に推進したのは、中央公安部と各地の公安機関であったが、実質的には中央組織部もこの運動に深く関与した。というのも、粛反はすでに開始されていた幹部審査運動を飲み込む形で始まったからである。各機関、職場において集められた幹部の政治的履歴に関する調査資料が粛反のために利用され、また幹部審査の人員はすべて粛反工作に投入された。そのため、幹部審査のための弁公室は粛反弁公室と一体となった[42]。

計画によれば、五人小組の指導下で、粛反闘争は大きく四つの段階を踏むはずであった。すなわち、準備段階、小組闘争の段階、専案審査の段階、甄別定案の段階である。小組闘争とは、「前の段階で掌握された資料に基づき、それらの証拠が確実だが供述を拒む反革命分子を闘争対象に定め、粛反の専従幹部、大衆の積極分子、中堅分子からなる戦闘グループを成立させ、大衆会議を開催し、闘争対象に対して審査を行うものである」[43]。したがって、この運動は大衆の熱狂を利用して疑わしい分子をあぶり出すよう設計されていたのであった。

だが、熱狂は、疑わしい分子に関する具体的な資料の冷静な分析と結び付けられなければならなかった。そのために設置されたのが、専案小組と甄別小組であった。専案小組とは、小組闘争で明らかにならなかった案件について具体的な資料を集め、検討し、結論を下す機関であり、甄別小組は専案小組が下した結論を審査し、それが不十分であったり、疑義があったりする場合、専案小組につき返す権限をもっていた。一九五六年夏には、これらの最後に復査（すなわち再調査）工作が追加され、全部で五段階となった[44]。こうした設計から判断する限り、運動のなかには大衆の熱狂に依存しながら、粛清の対象が無制限に拡大することを避けるための歯止めが組み込まれていたのであった。一九五五年八月二五日の党中央の自信に満ちた指示によれば、今回の運動は、いくらかの偏向を伴った延安での幹部審査運動、建国初期の反革命鎮圧運動、三反運動などとは異なり、健全に展開しうるものであり、「警戒を高め、一切の特務分子を粛清し、偏向を防止し、一人のよい人間も冤罪に陥れない」という目的は達成しうるのである[45]。

このような粛反の制度設計、およびその基本的な思想は、一九五〇年代後半の中国における反革命粛清に、ロシア十月革命直後のレーニンによる粛清、および一九三〇年代のスターリンによる粛清とはいささか異なる色彩を与えている。一九五五年夏の時点で、したがってスターリン批判以前の時点において、中国共産党の指導者たちがどれだけ自らの粛清をロシアにおける粛清と異なるものにしようと考えていたかは不明だが、彼らはある程

度まで粛清を温和なものにしようと企図したのであった。その背景には、おそらく過去の反革命勢力との闘争において自白の強要、拷問、殺人が野放図に拡大したことへの反省だけでなく、素性の疑わしい分子でも生産活動を継続させなければならないという経済的事情[46]、さらには収容施設の不足があったであろう。

したがって、たとえ反革命分子に認定されたからといって、それはただちにその人物が「社会的死」に至ることを意味するものではなかった。一九五五年八月二五日の党中央の指示によれば、露わにされた反革命分子は、罪が重く死刑に処すべき者と、罪が軽くそのまま留用し続ける者の両極端を除いて、次の二種類に分けて処理すべきであった。すなわち、裁判所による判決後に労働改造に送る者、そして判決が出た後に労働教養に処する者である。労働教養とは、完全に人身の自由を失うわけではないが、特定の場所に集められ、一定の給与を支払われながら生産活動および再教育に従事させられることをいう[47]。もっとも、労働教養が実際に開始されるのは、一九五七年八月に国務院が「労働教養問題に関する決定」を発表した後のことであった[48]。

粛反に関する制度の設計は、以上からうかがえるように、比較的周到であった。だが、粛清対象の野放図な拡大と反革命分子とされた人々に対する過酷な扱いを避けようという意図は、以下の三つの要因の組み合わせによって台無しにされた。第一は、粛反が反革命分子の明確な定義のないまま始められたことである。運動開始から半年以上も経過した一九五六年三月になってやっと中央十人小組は反革命分子の定義を含んだ「暫行規定」を定めた。それによれば、反革命分子とは、以下の一一種類の範疇のいずれかに当てはまる人々を指した。（1）特務間諜、すなわち一九四九年以前に国民党の特務組織、汪精衛の特務組織、もしくは帝国主義のスパイ組織に参加していた分子、および解放後に特務スパイ組織に参加したか、あるいは特務スパイ機関の指示を受けて潜伏している、もしくは派遣された分子、（2）反動的政治集団の中核となる分子、（3）反動的宗教組織の親玉、（4）悪辣なボス、（5）匪賊、（6）胡風反革命分子集団、（7）トロツキー主義者、（8）漢奸、（9）蔣介石の軍

隊、政府、警察、憲兵の人員中の反革命分子、（10）敵対する階級のなかの反革命分子、（11）その他の現行反革命破壊活動に携わる分子、である。[49] 中央十人小組はこの翌年秋に「補充規定」を追加した。それは上記の「暫行規定」では具体的に反革命分子を特定することが困難であり、各地から摘発すべき分子の同定に関するさまざまな質問が中央十人小組に寄せられたためであった。例えば、かつて国民党の特務機関で働いていた料理人は反革命分子か、また同様に特務機関で働いていた通訳はどうかという問題である。正解はといえば、料理人は反革命分子に属さず、通訳は反革命分子に属した。[50] だが、「暫行規定」および「補充規定」をもってしても、粛反の現場が混乱を免れたとは想像しにくい。というのも、中国共産党山東省委員会が示唆しているように、各地で粛反を行う担当者には、党に不満をもつ者と反党の態度を有する者、ささいな不満と反動的言論、技術的事故と政治的事故、一般的な反革命分子と反革命の中核分子、歴史的な反革命分子と現行反革命分子をつねに明瞭に区別することが困難であったからである。[51] これらをはっきりと区別できないがゆえに、もし北京から「左へ」という指示があれば各地の粛反担当者は打撃面を大いに拡大し、逆に「右へ」という指示があれば今度は打撃面を一気に縮小したであろう。

第二に、粛反運動の開始を告げる指示のなかに、党、政府、軍、および人民団体の各機関に勤める人員の九十数パーセントに問題はなく、五パーセント程度が反革命分子、あるいは破壊工作を目論む分子であるはずだとの毛沢東の想定が盛り込まれたことである。[52] これは運動が「左」にも「右」にも傾かないよう、すなわち一方で闘争対象を不必要に拡大せず、他方で一定数の疑わしい分子を確実にあぶり出すよう設定された一種のブレーキでもありアクセルでもあると説明された。羅瑞卿の表現を借りれば、それは「ひとつの『左』を防ぐとともに右をも防ぐが、主に『左』を防ぐ予防線」なのである。[53] だが、これによって、粛反は犯罪の具体的な事実から出発して犯罪者に至るのではなく、政治的に設定された一定数の人間をともかくも不穏な分子として浮かび上がらせ、

その後で事実を発見する――場合によっては作り上げる――という方法を採ることとなった。加えて、各機関の人員の五パーセントまでもが現行の反革命分子であるはずはなかったから、必然的に嫌疑は過去に向かうことになった。[54] つまり、五パーセントという目標を満たそうとすれば、人々の過去の履歴を洗い出し、歴史的な反革命分子（と思われる人々）を探し出すほかなかったのである。山西省太原市の公安局が一九六〇年五月に作成した統計資料の示すところ、一九五五年夏の粛反開始以来、同市において反革命分子およびその他の悪質分子と認定された五、四五七名のうち、現行反革命分子は五三二人（すなわち全体の九・七パーセント）にすぎず、歴史的反革命分子は四、六〇一人（八四パーセント）を数えた。また、現行反革命分子の内訳をみれば、「反革命で右派」という範疇に分類されている者が三〇八人、また「普通の反動派で右派」とされている者が九八人おり、一九五七年春の整風運動時期の言論を問題とされた人々が「現行犯革命分子」の大半を占めていたと推察しうるのである。[55]

そして第三は、反革命分子を浮かび上がらせる際に大衆運動の利用が求められたことである。容易に想像できるように、あらかじめ捕えるべき人間の目標数を定め、そして大衆の熱狂を利用して危険分子――現時点で危険と思われる分子と潜在的に危険と思われる分子の両方――をあぶり出す方法は、いくら慎重に歯止めが講じられていようと、多数の冤罪を生むことを免れなかった。というのも、各職場においてある職員が「疑わしい五パーセント」に含まれることを避けようと思えば、もっとも手っ取り早い手段は自分以外の職員を告発して所定の人数を満たしてしまうことであったと考えられるからである。

いくつもの証拠に照らして、中央公安部長は大衆闘争に依拠することについて、全面的にではなくとも、ある程度まで批判的であったといいうる。例えば、彼は第六回全国公安会議で次のように語ったとされる。「われわれはなぜ隠れた闘争における偵察工作の重要性を強調しなければならないのだろうか。なぜ偵察工作はわれわれ

が新たな任務を完成させる主要な手段となるべきであるというのだろうか。それは反革命を鎮圧する闘争は、すでに比較的暴露された大量の五つの方面における反革命分子を粛清することを主とする時期から、隠れた反革命分子を粛清することを主とする新しい時期に入ったためである」[56]。したがって、彼の考えでは、今後の反革命分子の捜索は専門的な訓練を積んだ人員による周密な偵察工作によらなければならなかったのである[57]。それは、「大衆を動員して粛反をやらせれば、いくらかの反革命分子を取り逃がしてしまうし、またやりすぎの誤りを犯してしまうことになる」[58]からであった。

羅瑞卿が粛反を大衆闘争に依拠させることに躊躇していたもうひとつの理由は、それが作りかけの法制度を台無しにする恐れがあるからであった。彼は第八回全国公安会議で次のように語ったとされる。「……完全に法制度を順守するか否かが、今後われわれの工作の質を検証する重要な標準のひとつとなるべきである。過去にはただ綱領的な性質をもった法律があるだけで、大衆が自ら手を下すのは正しかったが、現在、状況は変化したので、どうしても完全に法を守らなければならない」[59]。したがって、羅瑞卿がそれに伴う危険性をある程度まで直感的に察知していたところの、目標数値を定めたうえでの大衆闘争に依拠した反革命分子の摘発は、専門的な訓練を積んだ公安機関の人員による周到な工作、および法に基づいて摘発を行うことの一定程度の断念のうえに行われたものであったと理解することができるのである。この背景にあったのは、毛沢東が大衆運動を好んだことに加えて、専門的な能力を備えた公安機関および司法機関の人員不足であったろう。末端の警察人員に文盲が多く、満足に字を読み書きできない状況では、公安機関に繊細な振る舞いを求めても無駄であった。おそらく、公安機関の末端部分は、「進め」、「止まれ」、「右へ」、「左へ」といった単純なシグナルしか理解できなかったであろう[60]。

そのような背景のもとで、反革命分子の粛清は、あらかじめ定められた数の人々の計画的逮捕と殺害を、大衆を動員して進めることとなった。中国共産党による計画逮捕と計画殺人は、すでに一九五〇年代前半における鎮

反の過程で始まっていた。これが始まった正確な日付は明らかではない。このような実践は、おそらく一九四九年以前の解放区にまで遡ることができるであろうし、さらには旧ソ連に起源があるのかもしれない。[61] 筆者は建国直後の時期における最初の全国的規模の殺人計画を示した党中央の文書を見出すことはできなかった。だが、前述の湖北省に関する資料を参照すれば、中国共産党湖北省委員会が同省における反革命分子の殺人の目標数を示したのは、一九五一年二月が最初であったことがわかる。当時、同委員会が党中南局および毛沢東に宛てた報告書によれば、「湖北において反革命活動は完全に鎮圧しなければならない。今年のうちにさらに一群を殺さなければならない。二年のうちに、あるいは一九五二年五月以前に、二万人を殺す見込みである」。[62] この数字はいかなる根拠に基づいていたのだろうか。それは二五、〇〇〇人という数字が、全省の人口の約〇・一パーセントを占めるからであった。[63] 人口の〇・一パーセントを殺害すべきだというのは、一九五〇年一〇月に開催された第二回全国公安会議での決議事項であったようである。[64]

したがって、殺人の数値目標の設定は、おおよそ次のような手順で進められたと推察できる。すなわち、まず党中央によって、人口の何パーセントが殺すべき反革命分子であるかが各省に告げられる。各省はその数字に基づき、おおよその殺人目標を定める。同時に、各県に対しそれぞれの地方の実情に基づき、殺人の目標数を申告させる。こうして省と県の間で一定の調整がなされた後、省は最終的に各県に対し殺人の目標数を分配するのである。その結果、例えば、一九五一年一〇月に中国共産党湖北省委員会が各県に割り振った殺人の目標数は、荊州一、六〇〇人、孝感一、二〇〇人、黄岡一、三〇〇人、大冶一、〇〇〇人、宜昌七〇〇人、鄖陽五〇〇人、恩施五〇〇人などといった具合であった。[65] これらの数字が、しばしば膨らみ過ぎていることに省委員会自身も気がついていた。湖北省公安庁はこう打ち明けている。「……これらの数字の多くは下から来たもので、多くは当て推量に基づき、「予算を立てる」態度で、少ないよりは多い方がよいと考える」。[66] しかもこれらの目標数値はしばしば

現場の熱狂によって顧みられず、殺しすぎる傾向が各地に現れた。湖北省委員会の文書によれば、「宜昌専区の報告では、殺しても殺さなくてもよい者を五二人殺した。京山県でも、殺しても殺さなくてもよい者を三二人殺した」のであった[67]。また、湖北省公安庁長の陳一新が明らかにしたところ、「全省で殺した人々のうち、殺しても殺さなくてもよかった者が一〇パーセント以上もいた」のであった[68]。なぜこのような行き過ぎが生じるのであろうか。同省公安庁はその背景について、次のように語っている。「鎮反運動の発展は基本的に健康的で正常である。……殺人問題においても、統制は比較的厳格になされている。……しかし、主として区・郷の幹部のなかには依然として盲目的な左傾的情緒の持ち主がおり、鎮圧をもって大衆運動に代えてしまう思想がまだよく克服されていない。……区・郷幹部には依然として多く殺そうという情緒がある」[69]。殺人マニアにとりつかれた地方の党幹部が、湖北省政府主席の李先念が述べるように、「大衆が拍手するかしないかが量刑の基本的な基準となる」[70]状況下で誰を殺すべきかを決定するならば、過剰な殺戮が生じるのは避けられなかった。かくして、大衆の熱狂があった場合には目標数字はほとんど意味を失ったであろう。同省公安庁が一九五二年八月下旬に示した数字によれば、鎮反のなかで四六、二三一名の反革命分子が殺され（すなわち、当初の目標であった全省人口の〇・一パーセントを超える〇・一八五パーセント）、ついでにいえば二一、八一五人が自殺に追いやられたのであった[71]。

このようにみてくると、反革命粛清の仕組みは、運動が十分に統制されるよう緻密に作られていながら、同時にその仕組みを狂わせる要素を意図的に組み込んでいたのであった。「行き過ぎ」は粛反のなかで、予定されていた要素、それどころか不可欠の要素でさえあったといいうる[72]。それによって粛反の過程は、次節で述べるように、左右への大きな振幅を経験することとなった。

一九五〇年代後半における粛反に際しての逮捕計画は、五五年夏の粛反開始にいくらか先んじて示された[73]。中央公安部によって作成されたとみられる同年春の文書は、一九五〇年一〇月一〇日から一九五五年第一四半期に

至るまで、全国で逮捕された反革命分子と各種犯罪者の数が三、九九九、九九九名にのぼり、そのうち七六五、七六一人が殺されたことを明らかにした（一九五五年第一四半期だけをとれば、逮捕者数は七六、四四六名、そのうち一、九〇六名を殺したという）。そして、一九五五年から五八年までの四年間で逮捕すべき反革命分子と各種犯罪者を「最低計画数字」では一、八八七、〇一四名、「最高計画数字」で二、〇二五、三〇八名とし、五五年は五二万名前後を、続いて五六、五七、五八年は毎年四〇万名前後を逮捕すると定めた。[74] この計画について説明した羅瑞卿は、決して単純に数字を追求してはならないとしながら、一九五五年の逮捕目標である五二万名という数字について、敵の気勢を削ぐためにそれよりも少し多めに捕えるのが適当だと述べている。[75]

殺人計画は逮捕計画より少し遅れて一九五五年秋に策定された。中央公安部党組の党中央宛報告書によれば、中央公安部は同年七月一五日の党中央の指示に基づき、一九五五年後半から五六年末までに全国で殺すべき反革命分子および各種の犯罪分子の数を四八、七三五名から四九、九七六名と定めたのであった（一九五五年後半に二〇、八四三名から二一、〇四三名、そして五六年には二七、八九二名から二八、九三三名を殺すとしている）。同党組の説明に従えば、「だいたい農村で、とくに農村の遅れた郷で少し多めに殺し、都市では少なめに殺す。少数民族地区では勝手に人を殺してはならない」。[76] 全国で殺すべき人々の数が定められたのち、各地域における殺人目標数も確定した。最も多い数字が割り振られたのは四川省で、同省においては一九五五年に三、八七三人を、五六年には四、〇〇〇人を殺すことが目標とされた。河南省がそれに次ぎ、五五年に二、〇〇〇人を、五六年には二、八〇〇人を、さらにそれに次ぐ湖北省は五五年に一、七五〇人を、五六年には一、五〇〇人を殺すことが求められた。殺人のやり方について、この計画を明らかにした文書はこう述べている。「犯罪者の処刑は、公開で行わなければならない。教育的意義のある典型的な案件については、計画的に大衆集会を開き、鳴り物入りで処理を行うべきである」。[77] 以上の経緯から判断して、粛反は当初から逮捕および殺人に関する計画を伴っていたのであった。

それにしても、中国共産党は人々を教育と説得によって社会主義に取り込むと繰り返し主張していなかっただろうか。[78] なぜ逮捕にとどまらず、大量の殺人までもが計画されたのであろうか。このような計画の根底にある思想はいかなるものであったか。それは教育を通じても「改造」不可能な人々が必ずや存在し、また絶えず新しく誕生し続けると考えられたからであろう。羅瑞卿は、一九五五年末、現在の中国において反革命の社会的基礎となる人間が二千万人以上いるとしたうえで、次のように述べる。「われわれは、彼ら〔反革命の社会的基礎となる人々のことを指す――高橋〕の絶対多数が長期の改造の道路を経て労働人民となり、われわれに伴って社会主義社会に入ることが完全に可能だと信じなければならない。だが、われわれはわれわれの国家内での反革命の社会的基礎が膨大で、すでに消滅された、そして消滅されるであろう階級のなかの多くの人間が必ず各種の抵抗活動を行うであろうこと、そして彼らの間に一群の反革命分子およびその他の犯罪分子が必ず成長するであろうことをみてとらなければならない」。[79] かくして、教育と説得を通じてすべての人々を社会主義に引き込むことの断念のうえに、生まれつつある中国の社会主義は計画的な逮捕と殺人という手荒な手段を通じて、自らを反革命の現行犯からだけでなく、まだ見ぬ未来の反革命分子からも守ろうとしたのであった。[80]

（1） 通常の社会科学関連の辞典にはほとんど記載の見当たらない粛清という言葉を、本稿では政治的反対者を物理的に排除する行為を指すと理解しておく。したがって、それは処刑を含むが、それに限定されるものではなく、逮捕や収容所送りなども含む概念である。

（2） 銭理群著、阿部幹雄等訳『毛沢東と中国――ある知識人による中華人民共和国史』上、青土社、二〇一二年、二一三頁。

（3） 同右。

（4） 同右、一一七頁。

（5）「十大関係論」（一九五六年四月二五日）、『学習文選』（表紙に「内部資料、請勿外伝」とあり）、出版地・出版社不明、一九六七年、一四三頁。

（6）最近出版された文献では、例えば、久保亨『社会主義への挑戦　一九四五－一九七二』岩波書店、二〇一一年、八〇－八二頁、Roderick MacFarquhar, ed., *The Politics of China: Sixty Years of the People's Republic of China*, The Third Edition (New York: Cambridge University Press, 2011), Chapter 1: The Establishment and Consolidation of the New Regime, pp. 6-86 を参照されたい。また、中共中央党史研究室編『中国共産党的九十年――社会主義革命建設時期』（北京、中共党史出版社、二〇一六年）もまたこの政治運動を素通りしている。この運動に関する数少ないまとまった記述は、林蘊暉『向社会主義過渡――中国経済与社会的転型（一九五三－一九五五）』（中華人民共和国史第二巻）、香港中文大学当代中国文化研究中心、二〇〇九年、五四八－五六四頁、および朱正『反右派闘争全史』（上冊）、台北、秀威資訊科技股份有限公司、二〇一三年、五九－八五頁に見出すことができる。前者は、陝西省档案館に所蔵されている容易にアクセスできない資料をいくらか利用しており、運動の概要を理解するには有用である。だが、両者とも利用すべき資料を網羅的に集めて書かれた周到な記述とはいいがたい。また、沈志華『思考与選択――従知識分子会議至反右派運動（一九五六－一九五七）』（中華人民共和国史第三巻）、香港中文大学当代中国文化研究中心、二〇〇八年、および『処在十字路口的選択――一九五六－一九五七年的中国』広州、広東人民出版社、二〇一三年、第一章は主として知識人に与えた衝撃という角度から粛反について語っている。これらも陝西省档案館所蔵資料および『内部参考』を利用した啓発的な記述であるとはいえ、一九五〇年代の中国における粛清の全体像を明らかにするには、より包括的な検討が必要である。

（7）中共中央党史研究室編『中国共産党歴史』第二巻（一九四九－一九七八）上冊、北京、中央文献出版社、二〇一一年、二九五－三〇一頁。粛反が一九五七年末をもって「基本的に収束した」とする見解は、王東主編『中国共産党大辞典』、北京、中国広播電視出版社、一九九一年、三〇七頁も同様である。

（8）「中共中央十人小組関於暗蔵反革命分子運動的総結報告」（一九六〇年七月一日）、中共山東省委粛反領導小組編『粛清暗蔵反革命分子運動文件彙編』（表紙に「絶密資料、不得外伝」とあり。以下、『粛反文件』と略す）、出版地・出版社不明、（中文出版物服務中心編『中共歴史重要文献資料彙編』第二九輯、公安法制史料専輯第六分冊、ロサン

ゼルス、二〇〇二年）、三二－四〇頁。本稿が依拠する資料の多くは、カリフォルニア大学ロサンゼルス校東アジア図書館所蔵資料である『中共歴史重要文献資料彙編』によっている。以下、煩雑さを避けるために、本資料を『中共歴史資料』と略記する。

(9) 「中共中央十人小組〝関於粛反運動的当前情況和一九五六年的工作向中央的報告〟的批示」（一九五六年一二月七日）、『粛反文件』、一九六頁。

(10) 「中共中央関於開展闘争粛清暗蔵反革命分子的指示」（一九五五年七月一日）、同右、二－一二頁。この文書の草稿は、一九五五年六月一六日に中央宣伝部長の陸定一から毛沢東に送られている。党中央によるこの文書の発出を基本的に容認した毛沢東は、同月一八日、この文書について中央政治局会議で意見を求めるよう中央宣伝部長に指示した（「対中央関於展開闘争粛清暗蔵的反革命分子指示稿的批語」（一九五五年六月一八日）、中共中央文献研究室編『建国以来毛沢東文稿』第五冊、北京、中央文献出版社、一九九〇年、一七九頁）。また、『建国以来劉少奇文稿』の注釈によって、七月一日指示の直前に「中共中央関於展開闘争、粛清暗蔵的反革命分子的指示（草稿）」（一九五五年六月二七日）、および「中共中央関於隔離反省必須辨好逮捕手続的指示（草稿）」（一九五五年六月二四日）なる二つの文書が党中央で検討されていたことがわかる。これらの内容もまた七月一日指示のなかに盛り込まれたとみられる。そのうち、六月二七日付の草稿からは、劉少奇が毛沢東と同様、粛反における大衆運動の重要性を強調していたことがうかがえる。中共中央文献研究室編『建国以来劉少奇文稿』第七冊、北京、中央文献出版社、二〇〇八年、二三六－二四一頁。

(11) 「羅瑞卿同志在第七次全国公安会議上関於〝第六次全国公安会議以来的主要工作状況和一九五六年全国公安工作計画中的幾個問題〟的報告」（一九五五年一二月一六日）、第九次全国公安会議秘書処『歴届全国公安会議文件彙編一九四九年一〇月－一九五七年九月』（以下、『歴届全国公安会議文件』と略す）、出版地・出版社不明、一九五八年九月（『中共歴史資料』第二九輯、公安法制史料専輯第五二分冊、二〇一四年）、三三頁。

(12) 「中共中央関於批准中央公安部〝一九五五年公安工作計画〟的指示」（一九五五年二月一九日）、同右、二四三頁。

(13) 「中央関於全党更加提高警惕性加強同反革命分子和各種犯罪分子進行闘争的指示」（一九五五年五月）、中共中央組織部辦公庁編『組織工作文件選編　一九五五年』（表紙に「絶密」とあり）、出版地・出版社不明、一九八〇年

（『中共歴史資料』第二八輯、内部政策文件性史料専輯第六八分冊、二〇〇九年）、三六－三七頁。

(14) 例えば、前掲『中国共産党的九十年――社会主義革命和建設時期』、四五四頁を参照のこと。

(15) 「羅瑞卿同志在一九五六年六月全国公安庁、局長会議上関於〝堅決貫徹中央関於加強同反革命分子和各種犯罪分子作闘争的指示〟的報告（提綱）」（日付不明、しかし内容から判断して一九五六年六月一五日より数日前の指示とみられる）、『歴届全国公安会議文件』、二九一頁。

(16) 当時、中国のソ連に学ぼうとする様々な方面における努力は、公安の組織と活動を含むものであった。一九五五年一二月に開催された第七次全国公安会議の場で、周興（中央公安部副部長）による「公安訪ソ代表団の報告」が配付されたとの報告がある。「中央公安部党組関於第七次全国公安会議向中央和主席的会後報告」（一九五六年二月一一日）、『歴届全国公安会議文件』、三一九頁。だが、当該報告書それ自体はこの資料集には収録されていない。

(17) 「中共中央関於開展闘争粛清暗蔵反革命分子的指示」（一九五五年七月一日）、『粛反文件』、二頁。

(18) 「中央対牟宜同志給肖華同志的信及羅瑞卿同志関於政治騙子李万銘的情況報告的批語」（一九五五年三月）、『組織工作文献選編 一九五五年』、二二頁。

(19) 『楊尚昆日記』（上）、北京、中央文献出版社、二〇〇一年、二〇五頁。

(20) 「羅瑞卿同志在第七次全国公安会議上関於〝第六次全国公安会議以来的主要工作状況和一九五六年全国公安工作計画中的幾個問題〟的報告」（一九五五年一二月一六日）、『歴届全国公安会議文件』、三三九頁。名の知られた文芸理論家であった胡風は、一九八〇年代に行われた三度に及ぶ再審査の結果、全面的に名誉回復がなされた。

(21) この事件の経緯についての最も詳細な記述は、Steve Tsang, “Target Zhou Enlai: The ‘Kashmir Princess’ Incident of 1955,” *China Quarterly*, No. 139 (September 1994).

(22) 「競争をどう組織するか」（一九一七年一二月二五－二八日）、ソ同盟共産党中央委員会付属マルクス＝エンゲルス＝レーニン研究所編、マルクス＝レーニン主義研究所訳『レーニン全集』第二六巻、大月書店、一九七二年、四二三頁。ほぼ同じ頃、レーニンはジェルジンスキーに宛てて、「反革命分子と怠業に対する非常撲滅手段が必要である」と書いている。「エフ・エ・ゼルジンスキーへの覚え書き」（一九一七年一二月七日）、同上、三八三頁。

(23) 中国共産党の歴史に関する多くの論争点を網羅的に紹介している劉書楷、郭思敏主編『中国共産党歴史辨疑』、

北京、中央文献出版社、二〇〇六年、六四八－六五一頁は、鎮反の収束時期について、一九五二年末、一九五三年前半、一九五三年秋の三説があるとしている。羅瑞卿は後に、一九五三年前半をもって反革命分子に対して厳しい打撃を与える時期は終了したと述べている。「関於九年闘争総結的幾個問題」（一九五八年七月三一日）、公安部『羅瑞卿論人民公安工作』編集組編『羅瑞卿論人民公安工作――一九四九－一九五九』、北京、群衆出版社、四一二頁。困惑させられることに、前掲『中国共産党歴史』第二巻（一九四九－一九七八）上冊、四九頁、および前掲『中国共産党的九十年――社会主義革命和建設時期』、三八七－三八八頁はいずれも、全国規模の反革命鎮圧運動は一九五一年一〇月末をもって「基本的に終了した」と記している。

(24) 「湖北省公安庁関於目前本省鎮圧運動基本状況的報告」（一九五二年八月二六日）、湖北省公安庁編『九年来省委有関鎮反闘争的指示及歴次省公安会議文件彙編』（以下、『湖北省文件』と略す）、出版地・出版社不明、一九五八年一〇月（『中共歴史資料』第二九輯、公安法制史料専輯第四九分冊、二〇一四年）、五九頁。

(25) 「陳一新同志関於取締反動会道門工作会議的総結」（一九五三年三月）、同右、一〇一頁。会道門とは、民間の宗教結社のことを指す。

(26) 「省委関於取締反動会道門結束工作的指示」（一九五三年四月二一日）、同右、一一〇頁。

(27) 「中南局批転湖北省委関於鞏固社会治安打撃刑事犯罪的破壊活動的報告」（一九五四年二月一一日）、同右、一六九頁。

(28) 「中共湖北省委関於厳歴鎮圧反革命現行破壊開展宣伝攻勢加強城郷治安的緊急指示」（一九五四年四月九日）、同右、一七二頁。

(29) 同右。

(30) 「陳一新同志関於一九五五年下半年在全省範囲深入開展鎮圧反革命闘争的報告」（一九五五年七月一六日）、同右、二六三頁。

(31) 一九五八年夏の時点で、羅瑞卿は、「九年来の」反革命粛清という表現を何度となく繰り返しており、彼が一九五〇年秋以来の鎮反と一九五五年以降の粛反をひとまとまりのものとして理解していたことを示唆している。「関於九年闘争総結的幾個問題」（一九五八年七月三一日）、前掲『羅瑞卿論人民公安工作』、四〇六－四三四頁。

(32) 「一年来人民公安工作的成就和今後任務」（一九五〇年一月一日）、同右、三七頁。

(33) 例えば、彼は一九五二年秋には、次のように述べたとされる。「大量の反革命分子はすでに鎮圧された。全国では殺人によってすでに少なからずの広大な土地で土地改革が完成し、内地に残留している土匪もすでに基本的に粛清された。鎮反はすでに徹底したか、もしくは徹底に近づいている」、「第五次全国公安会議場的講話」（一九五二年一〇月一二日）、北京政法学院革命委員会「首都政法兵団」編『打倒羅瑞卿――反革命修正主義分子羅瑞卿在政法方面的反動言論摘編』（以下、『羅資料』と記す）、北京、一九六七年八月（『中共歴史資料』第十八輯、〝文革〟初期有関中共軍事系統暨領導人的批判資料専輯、第四分冊羅瑞卿問題（一）、一九九八年）、一七頁。

(34) 「在第三次検察工作会議上的講話」（一九五六年三月二九日）、同右、一一頁。

(35) 例えば、中国共産党山東省委員会は、粛反が生産現場で歓迎されていない様子を次のように伝えている。「ある幹部は工作中のすべての欠点を粛反のせいにしている。そして粛反幹部を攻撃している。臨沂県生産聯社主任の王進恭は全体人員大会で業務工作幹部を称えた後、粛反幹部を批判してこういった。『あんたたちはどんな手柄を立てたっていうんだ！　粛反ばかりやって業務をやらない。あんたたちには特殊な思想があるのではないか』」。「中共山東省委粛反領導小組関於第二批粛反運動的基本情況和今後意見的報告」（一九五六年九月一七日）、『粛反文件』、三〇六頁。

(36) 「中共中央関於粛清暗蔵的反革命分子的運動在群衆已経発動之後必須注意保証運動的健康発展的指示」（一九五五年一〇月二五日）、同右、一八頁。

(37) ハナ・アーレント著、大久保和郎・大島かおり訳『全体主義の起原』三、みすず書房、二〇一六年、二七七頁。彼女はこうも述べている。「……全体的統治におけるテロルは、反対派弾圧のために利用されはするものの、こうした弾圧のたんなる手段ではなくなってしまった。テロルはすべての反対派と無関係に存在するようになると全体的になる。それを阻むものが一人もいなくなってしまうとテロルは完全な支配権を握る」、同右、三〇六頁。

(38) 「羅瑞卿同志在各省、市委五人小組負責人会議上的総結発言」（一九五六年七月五日）、『粛反文件』、一〇一頁。中央十人小組はいつまで設置されていたのだろうか。一九六〇年七月一日付で同小組の名義で粛反の総括報告が出されていることからみて、少なくとも同年夏までは存在し続けたとみられる。「中共中央十人小組関於粛清暗蔵反革命

分子運動的総結報告」（一九六〇年七月一日）、同右、三二－四四頁。

(39) 中共中央文献研究室編『毛沢東年譜』第二巻、北京、中央文献出版社、二〇一五年、三九七頁注を参照のこと。

(40) 例えば、江西省の粛反五人小組は、江西省公安庁編『江西省公安史輯要（一九四九－一九九二）』（表紙に「公安機関・内部使用」とあり）、南昌、出版社不明、一九九四年（『中共歴史資料』第二九輯、公安法制史料専輯第一〇分冊、二〇一〇年）、三二七頁によれば、共産党省委員会常務委員、副省長、宣伝部長、組織部長、政法委員会書記から構成されていた。

(41) 「陸定一同志在各省、市、中央直属機関、中央国家機関和軍事系統五人小組負責人会議上的総結」、『粛反文件』、七一頁。この文書には日付がないが、内容から判断すると、一九五六年一月に書かれたと思われる。

(42) 「河南省委組織部核心小組関於審幹工作与粛反闘争結合進行的報告」（一九五五年一二月）、中共中央組織部編『審幹工作通報』（表紙に「機密文件、不得遺失、発至県委、定期収回」とあり）第一七期（一九五六年三月二二日）（『中共歴史資料』特輯之一一〇、一九五六～一九六三年期間〝審幹〟工作資料之一、二〇一六年）、七－一〇頁。

(43) 前掲『江西省公安史輯要（一九四九－一九九二）』、三二八頁。

(44) 「羅瑞卿同志在各省、市委五人小組負責人会議上的総結発言」（一九五六年七月五日）、『粛反文件』、九五頁。

(45) 「中共中央関於徹底粛清暗蔵的反革命分子的指示」（一九五五年八月二五日）、『粛反文件』、一〇頁。

(46) 毛沢東は一九五一年五月に開催された第三次全国公安会議の決議において、次のように述べた。「大量の、懲役刑に相当する犯罪人は、たいへん大きい労働力であり……むだ飯を食わせないために、ただちに労働改造の仕事の組織化に着手しなければならない」。「第三回全国公安会議決議」（一九五一年五月一五日）、東京大学近代中国史研究会訳『毛沢東思想万歳』（上）、三一書房、一九七四年、一九頁。また、羅瑞卿は、一九五五年一二月一六日に次のように述べている。「少なめに殺し、一群を有用な労働力として残しておくことは、政治上、経済上、いずれも利益が大きい」。「羅瑞卿同志在第七次全国公安会議上関於〝第六次全国公安会議以来的主要工作状況和一九五六年全国公安工作計画中的幾個問題〟的報告」（一九五五年一二月一六日）、『歴届全国公安会議文件』、三五〇頁。

(47) 「中共中央関於徹底粛清暗蔵的反革命分子的指示」（一九五五年八月二五日）、『粛反文件』、一六頁。羅瑞卿によれば、労働教養とは「一種の就業形式」であり、刑事処分ではないのである。また、政治的権利も剝奪されず、した

がって法院がこれを宣告する必要はない。「羅瑞卿同志在三月全国公安庁、局長会議上的総結」（一九五六年四月五日）、『歴届全国公安会議文件』、四〇二－四〇三頁。

(48) 天津市公安庁局史志工作領導小組辦公室編『天津公安大事記（一九四九－一九八六）』（表紙に「秘密」とあり）、出版地・出版社不明、一九九一年（『中共歴史資料』第二九輯、公安法制史料専輯第一一分冊、二〇一〇年）、一四六頁。

(49) 「中央十人小組関於反革命分子和其他壊分子的解釈及処理的政策界限的暫行規定」（一九五六年三月一〇日）、中国人民解放軍総政治部保衛部『粛反運動文件選編』、出版地・出版社不明、一九五九年一月（『中共歴史資料』第二八輯、内部政策文件性史料専輯第九二分冊、二〇一〇年）、四五－五一頁。

(50) 「中央十人小組対〝関於反革命分子和其他壊分子的解釈及処理的政策界限的暫行規定〟的補充解釈」（一九五七年一一月一五日）、同右、九二頁。

(51) 「中共山東省委関於当前粛清暗蔵反革命分子運動情況的検査与注意保証運動健康発展的指示」（日付不明。しかし、文章の内容から判断して一九五五年一一月初旬の文書とみられる）、『粛反文件』、二五〇頁。

(52) 「中共中央関於開展闘争粛清暗蔵的反革命分子的指示」（一九五五年七月一日）、『粛反文件』、七頁。反革命分子が各機関の全体人員のなかの五パーセントを占めるであろうという推定は、毛沢東が六月初旬に「胡風反革命集団」を暴き出すにあたり、各党機関に与える指示を推敲していた際にすでに示されていた。前掲『毛沢東年譜』第二巻、三八四頁。なお、周恩来によれば、五パーセントとは、延安時代の経験に基づく数字なのである。「周恩来総理在全国省市検察長、法院院長、公安庁局長連席会議上的報告」（記録稿、只発省市領導同志参考、一九五六年七月一五日）、『歴届全国公安会議文件』、四七四頁。

(53) 「羅瑞卿同志在十五省、市委、中央直属機関和中央国家機関党委、総政治部五人小組負責人会議上的総結紀要」（一九五六年三月二六日）、『粛反文件』、八一頁。

(54) 朱正、前掲書、六七頁。

(55) 「定案為反、壊分子性質分類表」、中共山西省太原市委員会五人小組辦公室『粛反工作資料彙集』（表紙に「絶密文献、注意保存」とあり）、出版地・出版社不明、一九六〇年五月（『中共歴史資料』第二五輯、一九六〇年代前半期

史料専輯第四一分冊、二〇一三年）、三五九頁。この分類表は、一九五六年三月の「暫行規定」において中央十人小組が示した反革命分子を分類するための範疇が、反右派闘争開始後に増加したことを物語っている。すなわち、ここでは反革命分子はまず大きく現行反革命分子と歴史反革命分子に分けられ、前者はさらに（1）派遣され、もしくは潜伏している特務、（2）現行反革命組織集団のメンバー、（3）反革命で右派、（4）普通の反動派で右派、（5）その他現行反革命破壊分子に分けられている。そして後者は、（1）歴史特務、（2）反動的政治集団の中核分子、（3）反動的宗教組織の頭目、（4）悪辣なボス、（5）土匪、（6）トロツキー派、（7）漢奸、（8）蔣介石の軍隊、政府、警察、憲兵の人員中の反革命分子、（9）敵対階級中の反革命分子に分けられている。ここには、もはや「胡風反革命集団分子」という範疇は見当たらない。

(56) 「在第六次全国公安会議上的講話」（一九五四年五月一七日）、『羅資料』、三九頁。

(57) 「在第二次全国偵察工作会議上的講話」（一九五二年八月八日）、同右、四〇頁。

(58) 「我国粛反闘争的成就和今後的任務」（一九五七年一二月四日）、同右、三七頁。

(59) 「在第八次全国公安会議上的総結報告」（一九五六年一二月二八日）、同右、四九頁。ついでにいえば、反革命粛清を法に則って行わなければならないと主張したことが、後の文化大革命に際して羅に与えられた罪状のひとつとなった。プロレタリアート独裁は、いかなる法によっても束縛されてはならない権力であるというのが、文化大革命時代の支配的な考え方であったからである。

(60) 中央公安部のある報告書は人民警察の現状について次のように述べている。「文化教育水準を高め、高級小学校語文程度に達しない者を年内に高級小学校語文の水準に高めることを要求する。字を読めない、あるいは少ししか知らない者を初級小学校語文の水準に高める」。「中央公安部党組関於第七次全国公安会議向中央和主席的会後報告」（一九五六年二月一一日）、『歴届全国公安会議文件』、三二六頁。

(61) 示唆的な記述は、A・ソルジェニーツィン著、木村浩訳『収容所群島　一九一八－一九五六　文学的考察』1、新潮社、一九七五年、二八頁にみられる。ここで描かれているのは、旧ソ連において、誰を捕らえるべきで誰に触れてはならないかについて、粛清を担当する機関自身がはっきりしない状況下で、機関がひたすら目標数を達成しようとする姿である。

(62) 「中共湖北省委関於鎮反工作向中共中南局和毛主席的報告」（一九五一年二月一〇日）、『湖北省文件』、二八－二九頁。
(63) 「中共湖北省委継続執行鎮圧反革命的計画」（一九五一年二月一五日）、同右、三〇頁。
(64) 「李先念主席総結報告記録摘要」（一九五一年六月）、同右、三四－三五頁。
(65) 「中共湖北省委関於群衆運動当中捕殺反革命問題的指示（草稿）」（一九五二年二月四日）、同右、五二頁。
(66) 「湖北省公安庁関於目前本省鎮圧運動基本情況的報告」（一九五二年八月二六日）、同右、六〇－六一頁。
(67) 「湖北省鎮圧反革命情況的総結及今後闘争任務」（一九五一年一〇月一二日）、同右、四二頁。
(68) 陳一新庁長「在全省第二次公安局長会議上的報告」（一九五二年一一月一六日）、同右、六六頁。
(69) 「湖北省公安庁関於目前本省鎮圧運動基本情況的報告」（一九五二年八月二六日）、同右、五七頁。
(70) 「李先念主席総結報告記録摘要」（一九五一年六月）、同右、三四頁。
(71) 同右、五四頁および五八頁。
(72) この点において、毛沢東の反革命粛清はスターリンのテロルと共通点をもっているといいうる。スターリンのテロルの性格については、O・フレヴニューク著、富田武訳『スターリンの大テロル――恐怖政治のメカニズムと抵抗の諸相』岩波書店、一九九八年、二六七頁を参照のこと。
(73) 羅瑞卿は、一九五三年と五四年は逮捕・殺人計画を立てなかったと後に述べている。「羅瑞卿同志在三月全国公安庁、局長会議上的総結」、『歴届全国公安会議文件』（一九五六年四月五日）、三九九頁。筆者が調べた限り、たしかに一九五三年と五四年の逮捕・殺人計画はいかなる資料にも見当たらない。
(74) 「一九五五年到一九五八年全国逮捕反革命分子和各種犯罪分子的計画綱要」（この文書には日付がない。しかし、内容から判断して、一九五五年春の文書とみられる）、『歴届全国公安会議文件』、二七二－二七三頁。この資料集には、「綱要」に続いて「一九五五年度全国逮捕反革命分子和各種犯罪分子的具体計画」（絶密）なる文書が収録されている。それによれば、一九五五年に全国で逮捕すべき反革命分子および各種犯罪者の数は、正確には、最低で五一九、九七三名、最高で五三七、一五八名である（同右、二七六頁）。
(75) 「羅瑞卿同志在一九五六年六月全国公安庁、局長会議上関於〝堅決貫徹中央関於加強同反革命分子和各種犯罪分

子作闘争的指示〟的報告（提綱）」（日付不明、しかし内容から判断して一九五五年六月一五日より数日前の指示とみられる）、同右、二九六－二九七頁。

(76) 「中央公安部党組関於九月、十月両次庁、局長会議的情況向主席、中央的報告」（一九五五年一〇月二六日）、同右、三一一頁。

(77) 「一九五五年下半年至一九五六年底全国殺反革命分子和各種犯罪分子計画」（この文書には日付がないが、内容から判断すれば、一九五五年一〇月下旬に作成された文書とみられる）、同右、三一一－三一三頁。

(78) 毛沢東によるよく知られた全国政治協商会議第一期第二次会議の閉幕の辞はこうである。「人民についていえば……強制的方法を用いるというのではなく、民主的方法を用いる、すなわち、必ず彼らを政治活動に参加させなければならず、彼らにああしろこうしろと強制するのではなく、民主的方法を用いて彼らに対して教育と説得という活動を行うのである」。「做一個完全的革命派」（一九五〇年六月二三日）、『毛沢東選集』第五巻、北京、人民出版社、二八頁。主席は、一九五六年一月二五日の最高国務会議の開会に際してもこう述べた。「われわれの行う社会主義革命が用いる方法は平和的方法である。この種の方法について、これまで共産党の内外において多くの人々が疑問を提起してきた。しかし、昨年夏以来、農村の合作化運動の高まりと、ここ数ヵ月来の都市での社会主義改造の高まりによって、彼らの疑問はすでにだいたい解決した。わが国の条件下では、平和的な方法、すなわち教育と説得の方法を用いるのである」。前掲『楊尚昆日記』（上）、二三五頁。

(79) 「羅瑞卿同志在第七次全国公安会議上関於〝第六次全国公安会議以来的主要工作状況和一九五六年全国公安工作計画中的幾個問題〟的報告」（一九五五年一二月一六日）、『粛反文件』、三四五頁。

(80) 中央における粛清計画が末端の機関、工場、農場などでどのように実現されたかを知ることは粛反の実態を明らかにするうえで不可欠である。だが、それを物語る資料はごく限られている。中国共産党北京電力設計分院総支委員会による粛反に関する報告書は、末端レベルにおける粛反の様子を垣間見せてくれる数少ない資料のひとつである。それによれば、同分院における粛反は、党中央による一九五五年七月一日付の指示を待つことなく、すでに同年六月八日より胡風事件に関する文献の学習によって開始されていたのであった。同分院には全体で一、六五五人の職員がいたが、六月二五日以降、五六のグループに分かれて相互批判を行った。この資料は、この職場における闘争におい

て、中央十人小組が定めた先述の四段階が忠実に踏襲されていたことを示している。小組闘争は――果たせるかな、「盲目性が比較的強く、重点となった人々に対する打撃は十分に正確ではなかった」と記されている――一九五五年一〇月から専案審査の段階を迎え、翌年三月からは甄別定案の段階に入った。その間、三四名が専案審査の対象となり、そのうち三名が反革命分子、さらに二名が「その他の悪質分子」と認定された。したがって、闘争対象とされたのは職員中の約二パーセントであり、この数字は後述する一九五六年春以降修正された反革命分子の捜索の目安と一致している。この資料について興味深いことのひとつは、一九五五年九月までに、「積極分子」が五五一名（一二四名の党員、および二四六名の共産主義青年団員を含む）にまで増えたと記されていることである。とりわけ小組闘争の過程で大きな役割を果たしたのが、これら「積極分子」であった。すなわち、批判対象となった人々に対する「盲目的な」打撃を与えたのは、これら職員総数の三分の一にも上る、「上から」の動員に自ら積極的に応じた人々であった。同様に興味深い点は、同分院の粛反の過程において、職員の過去の履歴が徹底的に洗い出されていることである。このために、調査隊が組織され、一一の省、五〇余の都市に派遣されたという。その結果、個人ファイルが整備され、それが「幹部の任免、抜擢にとって、かつてなかった条件を創り出した」のであった。中共北京電力設計分院総支委員会「関於粛清一切暗蔵反革命分子工作総結（初稿）」（表紙に「党内文件定期収回」とあり）、一九五六年六月、慶應義塾大学東アジア研究所蔵、一－一五頁。粛反は職場の様相を大きく変えてしまったのである。